

関係府省提出資料

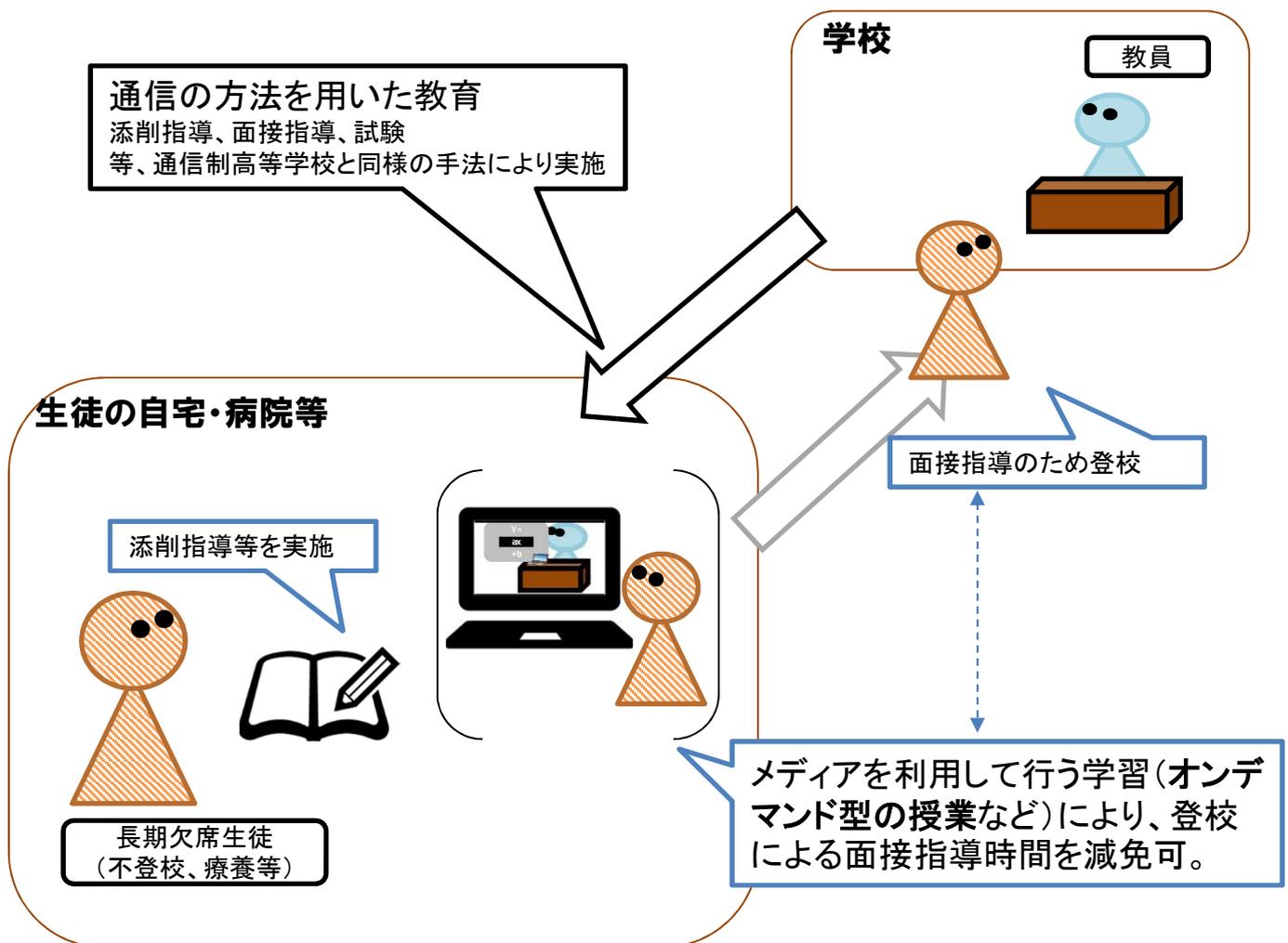
通番	ヒアリング事項	府省	ページ
38	高等学校の遠隔教育におけるオンデマンド型授業の実施に係る見直し	文部科学省	1～2
43	市街化調整区域において区域運行事業等の用に供する施設を設置する場合の手続の見直し	国土交通省	3～7
18	公立大学法人の所有する土地等の第三者貸付要件の見直し	総務省、文部科学省	8
35	消防団員等が消防車両を運転する際の特例制度の創設	警察庁、総務省	9～17
37	搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験に係る運転免許要件の明確化	警察庁	18～20
41	鉄道事業・一般乗合旅客自動車運送事業の輸送実績報告等の提出先の国から都道府県への変更	国土交通省	21～26
42	自家用有償旅客運送による少量貨物運送の手続・要件の見直し	国土交通省	27～30
15	町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止	国土交通省	31～37
48	建築士審査会の委員任期の条例委任	国土交通省	38～40
34	産業廃棄物処理施設の設置者における特例の対象となる一般廃棄物及び処理施設の拡大	環境省	41～43
46	教員免許に係る制度の見直し	文部科学省	44～50
51	財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告の一元化	総務省	51～52
10	子ども・子育て支援新制度における保育士等の処遇改善に係る制約の見直し	内閣府	53～57

療養等による長期欠席生徒等に対する教育課程の特例 (学校教育法施行規則第86条)

制度の概要

高等学校の全日制・定時制課程において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席していると認められる生徒等又は療養等のため相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒等を対象として、通信の方法を用いた教育により、36単位を上限として単位認定を行うことを可能とする。

通信の方法を用いた教育を行う必要があると文部科学大臣が認める場合には、高等学校学習指導要領第1章第7款(通信制の課程における教育課程の特例)に定める各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間の取扱い等に準じ特別の教育課程を編成する。



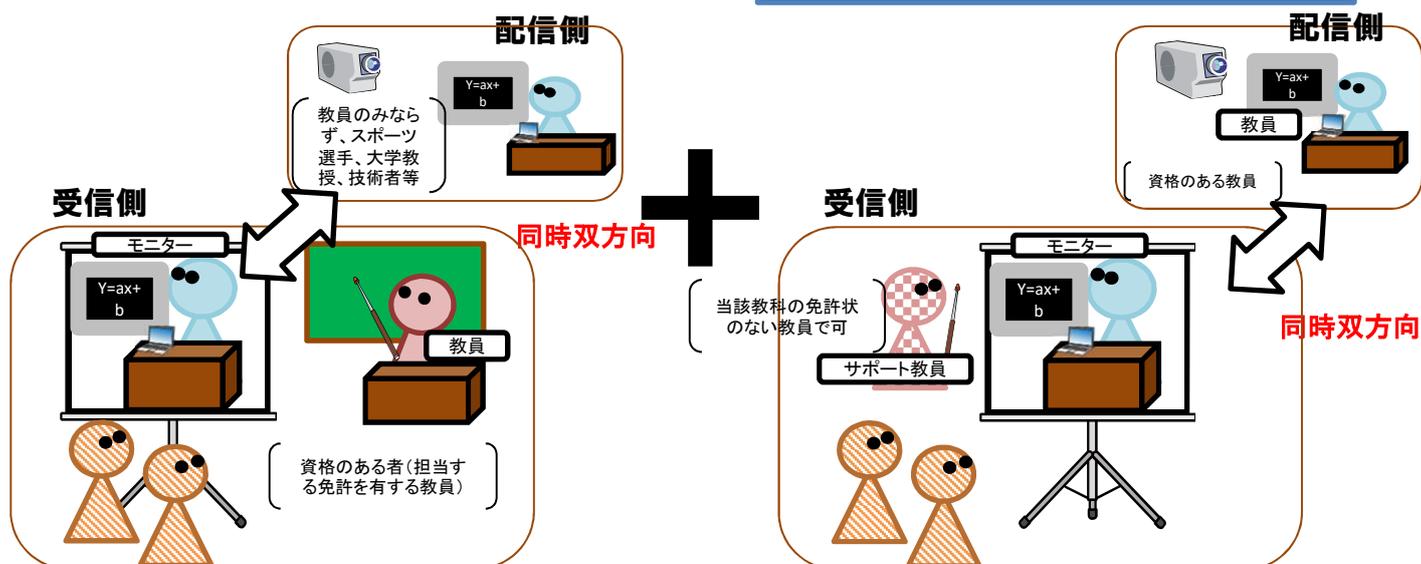
高等学校における遠隔教育の導入

1. 遠隔教育の導入

平成27年4月より、高等学校の全日制・定時制課程における遠隔教育(※)を正規の授業として制度化(※) 学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な同時双方向型の授業

従来より可能な遠隔授業
(小学校、中学校、高等学校)

制度導入により高等学校において
可能となった授業



2. 具体的な要件

- 74単位のうち、36単位を上限とすること(科目ごとに、一部、対面による授業を実施すること)
- 配信側の教員は担当教科の免許保持者であり、かつ受信側の高等学校に属する教員であること
- 評価については、配信側の教員が実施すること
- 受信側にも高等学校の教員(実施教科の免許の有無は問わない)が立ち会うこと 等

3. 高等学校における遠隔教育の導入状況

○平成29年度における導入校数：35校・105科目

※参考 経済・財政再生計画改革工程表におけるKPI 2018年42校・科目、2020年70校・科目

4. 推進方策

- 平成30年度予算 高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業 (73,923千円の内数)
「経済・財政再生計画改革工程表」に基づき、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図る。

提案募集検討専門部会 説明資料

地域の実情に応じてコミュニティバス等の
円滑な導入を可能とする制度の構築

国土交通省都市局都市計画課